

岩出市新型コロナウイルス等対策行動計画改定の概要

目的

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
2. 市民生活・市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

計画改定の背景

1. 新型コロナウイルス等感染症について

基本的にすべての人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念される。

2. 新型コロナウイルス等対策特別措置法の施行と行動計画の策定

新型コロナウイルスやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応していくため、「新型コロナウイルス等対策特別措置法」(以下「特措法」)が、平成24年5月11日に公布、平成25年4月13日に施行された。そして、同法に基づき、新型コロナウイルス等対策の実施に関する基本的な方針や対策等を示した新型コロナウイルス等対策行動計画が平成25年に政府、平成26年に県、平成27年に市で策定された。

特措法では、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす、またはそのおそれがある場合に、政府が新型コロナウイルス等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」)を発出することが明記されており、発出時は、市町村に対策本部を設置することが義務付けられている。

3. 新型コロナウイルス等対策行動計画の改定

新型コロナウイルスを想定して策定された行動計画では、病原体の変異や対策の長期化を十分想定しておらず、令和元年12月以降の新型コロナウイルス感染症の世界的なパンデミックは、計画の想定外の事態となった。今般、この新型コロナ対応の教訓を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が抜本的に改定され、それに伴い、県が令和7年6月に改定したことから市でも計画を見直し、改定(県計画改定から1年以内)することとなった。

対策実施上の留意事項

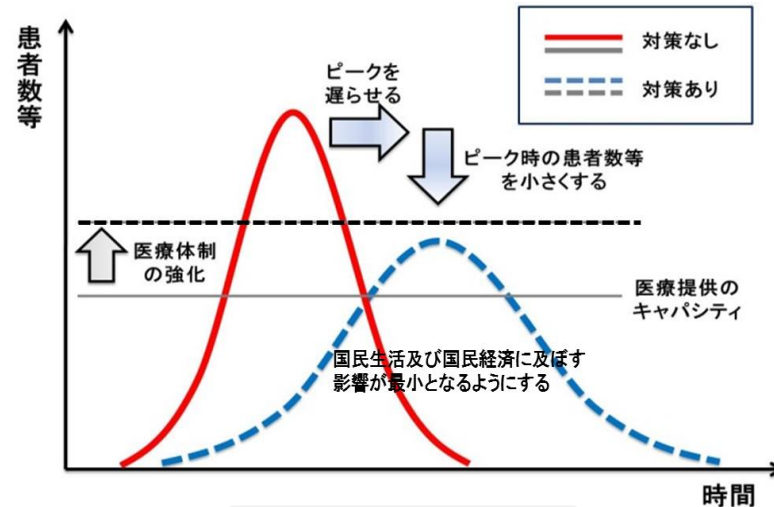
1. 平時の備えの整理や拡充
2. 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え
3. 基本的人権の尊重
4. 危機管理としての特措法の性格
5. 関係機関相互の連携協力の確保
6. 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応
7. 感染症危機下の災害対応
8. 記録の作成や保存

計画改定のポイント

1. 平時の準備を充実
平時からの感染症等に関する普及啓発やリスクコミュニケーションの実施等
2. 対策項目の見直し
 - 1 実施体制
 - 2 情報提供・共有・リスクコミュニケーション
 - 3 まん延防止
 - 4 ワクチン
 - 5 保健
 - 6 物資
 - 7 市民生活及び市民経済の安定の確保
3. 状況の変化等に応じた柔軟かつ機動的な対策の切り替え
※ 対策項目ごとに3期(準備期、初動期、対応期)に分類



対策の効果概念図



計画の期間

国においては、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討をおこなうとしており、県、市は政府行動計画の改定を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行う。

対策項目の概要と主な取組



対策項目	目的	準備期	初動期	対応期
1. 実施体制	関係機関が連携し総合的な対応を実施する	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画等の作成や体制設備・強化 新型インフルエンザ等対策に必要な人材育成の取組の推進 訓練等の実施 関係機関の連携の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部の設置 新型インフルエンザ等対策に必要な人員体制の強化準備 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な予算の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な新型インフルエンザ等対策実施のための・実施体制の整備 必要な職員の派遣・応援の要請 必要な財源の確保
2. 情報提供・共有・リスクコミュニケーション	可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、市民等が適切な判断と行動ができるようにする	<ul style="list-style-type: none"> 市民等への感染症に関する情報提供・共有 偏見・差別に関する啓発 各種媒体を用いた偽・誤情報に関する啓発 有事における情報提供・共有体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 利用可能なあらゆる情報媒体を活用した情報提供・共有 コールセンター等を活用した意見の把握など、可能な限り双方向のコミュニケーションを実施 偏見・差別に関する啓発 偽・誤情報の拡散状況等の把握と正しい情報の提供 (対応期以降、特措法によらない感染症対策へ移行する時期) 基本的な感染症対策への移行に不安を感じる方に配慮した情報提供・共有 不安を感じる方等に配慮した双方向のコミュニケーションを実施 	
3. まん延防止	感染拡大のスピードとピークを抑制する	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染対策の普及を図る (換気・マスクの着用等の咳エチケット・手洗い・人混みを避ける等) 有事に想定される対策やその意義について、周知等を行い、市民の理解促進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 市内でのまん延防止対策の準備 業務継続計画に基づく対応の準備 基本的な感染対策の普及を図る (換気・マスクの着用等の咳エチケット・手洗い・人混みを避ける等) 	<ul style="list-style-type: none"> 国による情報分析やリスク評価に基づくまん延防止対策の実施 国、県のまん延防止対策に基づいた学校や事業所等への感染対策の要請
4. ワクチン	ワクチンの迅速かつ円滑な接種体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 必要となる資材の確保や接種体制の検討 予防接種やワクチンへの理解を深める啓発 関係機関との連携の強化 市役所内の各部署相互連携の強化 DX化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 国・県の方針に基づいた接種体制の準備 資材や接種会場に携わる医療従事者等の確保 全庁体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ワクチンや必要な資材の供給 初動期に構築した接種体制に基づいた接種 (住民接種、特定接種・高齢者施設等の入所者等で、接種会場での接種が困難な者が接種できる体制の確保) 市民への接種に関する情報提供・共有 接種記録の管理 予防接種に関する相談への対応 健康被害救済制度の普及、対応
5. 保健	関係機関と情報共有と連携が行えるように基盤づくりを行う	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策に必要な専門職を含む人材の確保 研修・訓練等を通じた人材育成 関係機関との連携強化 感染症サーベイランス情報等の活用 市民への情報提供・共有体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 有事体制への移行準備 市民に対する速やかな情報提供・共有体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 市民に対する速やかな情報提供・共有 県からの協力要請による患者や濃厚接触者への健康観察や生活支援 不安を感じる方への相談対応
6. 物資	必要な感染症対策物資等の確保	<ul style="list-style-type: none"> 有事に必要な感染症対策物資等の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な感染症対策物資等の供給に向けた情報収集・対応 	
7. 市民生活及び市民経済の安定の確保	市民生活及び経済の安定確保のための体制及び環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関、部局間での情報共有体制の整備 行政手続き、支援金等の給付・交付等についてのDX化の推進 物資及び資材の確保 生活支援を要する者への支援の準備 火葬体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動等の継続のための支援 遺体の火葬・安置が適切に行われるよう準備する 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の心身への影響を考慮した対策 生活支援を必要とする者への支援 教育及び学びの継続に関する支援 生活関連物資等の価格の安定を図るため、情報収集や相談の充実 埋葬・火葬の特例等必要に応じた対応 事業者に対する支援 水の安定供給のための措置